

●香川県教育委員会告示第1号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第4条第1項の規定により、香川県指定有形文化財木造天台大師坐像（昭和44年香川県教育委員会告示第4号（香川県指定有形文化財の指定））に有形文化財木造弘法大師坐像1軀を追加して指定することに伴い、同告示の一部を次のように改正する。

平成29年4月4日

香 川 県 教 育 委 員 会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>有形文化財 略 木造天台大師坐像 1 軀 <u>木造弘法大師坐像 1 軀</u> 所在地 <u>三豊市山本町辻4209</u> 所有者 <u>三豊市山本町辻4209</u> 大興寺 略</p>	<p>有形文化財 略 木造天台大師坐像 1 軀 所在地 <u>三豊郡山本町辻4209</u> 所有者 <u>三豊郡山本町辻4209</u> 大興寺 略</p>